



福岡県医発第1060号（地）

平成26年 7月11日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る
定期の予防接種に使用するワクチンについて

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より日本医師会並びに福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

本通知は、本年10月から施行を予定している肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種について下記のとおり情報提供するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

- ① 現時点において、定期接種に使用するワクチンは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックスNP」（以下「PPSV23」。）を予定していること。
- ② 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン「プレベナー13」（以下「PCV13」。）については、本年6月20日付けで、薬事法上の65歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が追加承認されたところだが、PCV13を本件定期接種に使用するかどうかについては、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議することとし、現時点ではPCV13を本件定期接種の開始時に使用することは予定していないこと。
- ③ 既にPPSV23の接種を受けたことのある者は本件定期接種の対象者とはならない予定であるが、PCV13の接種を受けたことがあっても、PPSV23による本件定期接種の対象外とはならないこと。

(地Ⅲ81)

平成26年7月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて

標記の件につきまして、今般、別添の事務連絡が厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛なされ、本会に対して情報提供がありましたのでお知らせいたします。

本件の内容は、本年10月からの施行を予定している肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種について、

- ①現時点において、定期接種に使用するワクチンは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」（以下「PPSV23」）を予定していること
- ②沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン「プレベナー13」（以下「PCV13」という。）については、本年6月20日付けで、薬事法上の65歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が追加承認されたところだが、PCV13を本件定期接種に使用するかどうかについては、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議することとし、現時点ではPCV13を本件定期接種の開始時に使用することは、予定していないこと
- ③既にPPSV23の接種を受けたことのある者は本件定期接種の対象者とはならない予定であるが、PCV13の接種を受けたことがあっても、PPSV23による本件定期接種の対象外とはならないこと

であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



公印省略

26保衛第1061号
平成26年7月3日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課から
事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し通知の内容について周知いただきますようお願い
いたします。

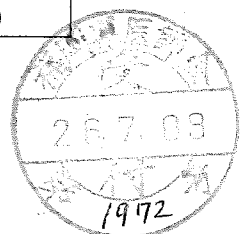
なお、各福岡県予防接種センターへは、当課から別途通知していますので申し
添えます。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 岩見

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: iwami-a6179@pref.fukuoka.lg.jp



事 務 連 絡

平成26年6月27日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて（情報提供）

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種（以下「本件定期接種」という。）については、本年10月からの施行を予定しているところですが、今般、各都道府県衛生主管部（局）に対して別添事務連絡を送付しましたので、貴会会員に対しても、情報提供していただけるようお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡

平成26年6月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて（情報提供）

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種（以下「本件定期接種」という。）については、本年10月からの施行を予定しているところです。現時点において、本件定期接種に使用するワクチンは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」（以下「PPSV23」という。）を予定しております。

また、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン「プレベナー13」（以下「PCV13」という。）については、本年6月20日付けで、薬事法上の65歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が追加承認されたところです。PCV13を本件定期接種に使用するかどうかにについては、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議することとしております。このため、現時点ではPCV13を本件定期接種の開始時に使用することは、予定しておりません。

なお、既にPPSV23の接種を受けたことのある者は本件定期接種の対象者とはならないこととする予定です。ただし、PCV13の接種を受けたことがあっても、PPSV23による本件定期接種の対象外とはなりません。